

左官技能検定試験の  
試験科目及びその範囲並びにその細目

平成18年3月

厚生労働省職業能力開発局

1. 1級左官技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ  
制定 昭和35年度 改正 平成17年度
2. 2級左官技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ  
同 上
3. 3級左官技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 ページ  
制定 平成10年度 改正 平成17年度
4. 基礎級左官技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 ページ  
同 上

1 1級左官技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

左官の職種における上級の技能者が通常有すべき技能の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 施工法</p> <p>左官用の器工具及び機械の種類、用途及び使用方法</p> <p>左官下地の種類及び特徴</p> <p>墨出しの方法</p> <p>左官工事の工法</p>	<p>次に掲げる左官用器工具及び機械の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) こて類 (2) 墨出し用具、定規、水平器、ブラシ等の道具 (3) ポンプ、研磨機、吹付け機、ミキサー等の機械</p> <p>次に掲げる左官下地の種類及び特徴について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 現場打設コンクリート下地 (2) PC部材下地 (3) コンクリートブロック及びれんが下地 (4) ALCパネル下地 (5) 鋼製金網及びラスシート下地 (6) せっこうラスボード下地 (7) 木毛・木片セメント板下地 (8) こまい下地 (9) 木ずり下地 (10)セメントモルタル塗り下地 (11)せっこうプラスター下地 (12)土壁塗り下地</p> <p>左官工事用の墨出しの方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>左官工事の工法及び特徴に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 左官工事の工法に応じた材料の選定、調合及び練合せ (2) 施工中の温度、湿度及び天候の影響 (3) 次の左官工事の施工の方法、種類及び特徴</p> <p>イ しっくい塗り工法      ロ ドロマイトプラスター塗り工法 ハ せっこうプラスター塗り工法 ニ 樹脂プラスター仕上げ塗り工法 ホ セメントモルタル塗り工法 ヘ 既調合セメントモルタル塗り工法 ト こまい壁塗り工法（大津壁塗り工法、土物壁塗り工法 チ かき落とし粗面仕上げ工法</p>





試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>び特徴</p> <p>5 製図 日本工業規格の建築製図通則</p> <p>6 関係法規 建築基準法（昭和25年法律第201号）関係法令（左官工事に関する部分に限る。）</p> <p>7 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p>	<p>識を有すること。</p> <p>(1) 軸組 (2) 小屋組 (3) 屋根 (4) 天井 (5) 床 (6) 壁 (7) 開口部 (8) 階段</p> <p>建築製図通則のうち、建築設計図の関連部分の読図に必要な事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>建築基準法に関し、次に掲げる規定について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 防火地域及び準防火地域に関する規定 (2) 防火区画及び遮音壁に関する規定 (3) 工事現場の危害防止に関する規定</p> <p>1 左官工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) 左官工事に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持 (7) 事故時等における応急処置及び退避 (8) その他左官工事に関する安全又は衛生のための必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（左官工事に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p>
<p>実 技 試 験</p> <p>左官作業 見取図及び原寸図の作成 左官工事の施工</p>	<p>見取図及び原寸図の作成ができること。</p> <p>1 墨出しができること。 2 左官材料の調合及び練合せができること。 3 各種下地に応じた下塗りができること。 4 ちりまわり塗り、ぬき伏せ及び下げお打ちができること。 5 むら直し、中塗り及び上塗りができること。 6 次に掲げる工法の施工ができること。</p> <p>(1) しっくい塗り工法</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>積算及び見積り</p>	<p>(2) ドロマイトプラスター塗り工法  (3) せっこうプラスター塗り工法  (4) 樹脂プラスター仕上げ塗り工法  (5) セメントモルタル塗り工法  (6) 既調合セメントモルタル塗り工法  (7) こまい壁塗り工法（大津壁塗り工法、土物壁塗り工法）  (8) かき落とし粗面仕上げ工法      (9) 繊維壁材塗り工法  (10) 人造石塗り及びテラゾ現場塗り工法  (11) 軽量骨材仕上塗材塗り工法（パーライト壁工法、ひる石壁工法）  (12) 擬木・擬石工法      (13) GL・ドライウォール工法  (14) 引き型及び型抜き工法      (15) 床塗り工法  (16) 各種吹付け工法</p> <p>7 左官用材料の種類が判別ができること。  8 引き型の製作及び引きができること。  9 型抜き模様の製作及び取付けができること。  図面、仕様書等により積算及び見積りができること。</p>

2 2級左官技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

左官の職種における中級の技能者が通常有すべき技能の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりである。

表2

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 施工法</p> <p>左官用の器工具及び機械の種類、用途及び使用方法</p> <p>左官下地の種類及び特徴</p> <p>墨出しの方法</p> <p>左官工事の工法</p>	<p>次に掲げる左官用器工具及び機械の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) こて類 (2) 墨出し用具、定規、水平器、ブラシ等の道具 (3) ポンプ、研磨機、吹付け機、ミキサー等の機械</p> <p>次に掲げる左官下地の種類及び特徴について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 現場打設コンクリート下地 (2) PC部材下地 (3) コンクリートブロック及びれんが下地 (4) ALCパネル下地 (5) 鋼製金網及びラスシート下地 (6) せっこうラスボード下地 (7) 木毛・木片セメント板下地 (8) こまい下地 (9) 木ずり下地 (10) セメントモルタル塗り下地 (11) せっこうプラスター下地 (12) 土壁塗り下地</p> <p>左官工事用の墨出しの方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>左官工事の工法及び特徴に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 左官工事の工法に応じた材料の選定、調合及び練合せ (2) 施工中の温度、湿度及び天候の影響 (3) 次の左官工事の施工の方法、種類及び特徴</p> <p>イ しっくい塗り工法      ロ ドロマイトプラスター塗り工法 ハ せっこうプラスター塗り工法 ニ 樹脂プラスター仕上げ塗り工法 ホ セメントモルタル塗り工法 ヘ 既調合セメントモルタル塗り工法 ト こまい壁塗り工法（大津壁塗り工法、土物壁塗り工法） チ かき落とし粗面仕上げ工法</p>



試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>左官工事における故障の原因、防止方法及び修理方法</p> <p>左官工事の施工計画</p> <p>左官工事の施工設備の種類及び用途</p> <p>左官工事の関連工事の種類及び特徴</p>	<p>リ 繊維壁材塗り工法            ス 人造石塗り及びテラゾ現場塗り工法            ル 軽量骨材仕上塗材塗り工法（パーライト壁工法、ひる石壁工法）            ヲ 擬木・擬石工法      ヲ GL・ドライウォール工法            カ 引き型及び型抜き工法      ヨ 床塗り工法            タ 各種吹付け工法</p> <p>1 左官工事の故障の種類及び原因について一般的な知識を有すること。            2 左官工事の故障の防止方法及び修理方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>左官工事の施工計画に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。            (1) 施工順序      (2) 材料の搬入及び保管      (3) 作業員の配置            (4) 作業機材の設置      (5) 関連他工事との連けい            (6) 工程表の作成</p> <p>次に掲げる左官用施工設備の種類及び用途について一般的な知識を有すること。            (1) 足場      (2) 給排水設備      (3) 電気設備            (4) 運搬設備      (5) 倉庫</p> <p>次に掲げる左官工事の関連工事の種類及び特徴について概略の知識を有すること。            (1) 木工事      (2) タイル工事            (3) コンクリートブロック、れんが工事      (4) 屋根工事            (5) 石工事      (6) 塗装工事      (7) 設備工事</p>
<p>2 材料</p> <p>左官材料の種類、規格、性質及び用途</p>	<p>次に掲げる左官材料の種類、規格、性質及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 結合材            イ セメント      ロ せっこうプラスター            ハ ドロマイトプラスター      ニ 消石灰            ホ 貝灰      ヘ こまい壁土      ト アスファルト</p> <p>(2) 混和材料            イ 無機質混和剤      ロ 合成樹脂系混和剤            ハ 減水剤      ニ 防水剤      ホ しっくい用のり            ヘ こまい壁用のり      ト 既調合混和材料      チ 顔料</p>



試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>5 製図 日本工業規格の建築製図通則</p> <p>6 関係法規 建築基準法関係法令（左官工事に関する部分に限る。）</p> <p>7 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p>	<p>(1) 軸組 (2) 小屋組 (3) 屋根 (4) 天井 (5) 床 (6) 壁 (7) 開口部 (8) 階段</p> <p>建築製図通則のうち、建築設計図の関連部分の読図に必要な事項について概略の知識を有すること。</p> <p>建築基準法に関し、次に掲げる規定について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 防火地域及び準防火地域に関する規定 (2) 防火区画及び遮音壁に関する規定 (3) 工事現場の危害防止に関する規定</p> <p>1 左官工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) 左官工事に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持 (7) 事故時等における応急処置及び退避 (8) その他左官工事に関する安全又は衛生のための必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（左官工事に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p>
<p>実 技 試 験 左官作業 左官工事の施工</p>	<p>1 墨出しができること。 2 左官材料の調合及び練合せができること。 3 各種下地に応じた下塗りができること。 4 ちりまわり塗り、ぬき伏せ及び下げお打ちができること。 5 むら直し、中塗り及び上塗りができること。 6 次に掲げる工法の施工ができること。</p> <p>(1) しっくい塗り工法 (2) ドロマイトプラスター塗り工法 (3) せっこうプラスター塗り工法</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
	<ul style="list-style-type: none"><li>(4) セメントモルタル塗り工法</li><li>(5) こまい壁塗り工法（土物壁塗り工法）</li><li>(6) 床塗り工法</li><li>(7) 各種吹付け工法</li></ul> <p>7 左官用材料の種類が判別ができること。</p>

3 3級左官技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

左官の職種における初級の技能者が通常有すべき技能の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表3の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表3の右欄のとおりである。

表3

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 施工法</p> <p>左官用の器工具及び機械の種類、用途及び使用方法</p> <p>左官下地の種類及び特徴</p> <p>墨出しの方法</p> <p>左官工事の工法</p>	<p>次に掲げる左官用器工具及び機械の種類、用途及び使用方法について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) こて類 (2) 墨出し用具、定規、水平器、ブラシ等の道具 (3) ポンプ、研磨機、吹付け機、ミキサー等の機械</p> <p>次に掲げる左官下地の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 現場打設コンクリート下地 (2) PC部材下地 (3) コンクリートブロック及びれんが下地 (4) ALCパネル下地 (5) 鋼製金網及びラスシート下地 (6) せっこうラスボード下地 (7) 木毛・木片セメント板下地 (8) こまい下地 (9) セメントモルタル塗り下地 (10) せっこうプラスター下地 (11) 土壁塗り下地</p> <p>左官工事用の墨出しの方法について概略の知識を有すること。</p> <p>左官工事の工法及び特徴に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 左官工事の工法に応じた材料の選定、調合及び練合せ (2) 施工中の温度、湿度及び天候の影響 (3) 次の左官工事の施工の方法、種類及び特徴</p> <p>イ しっくい塗り工法      ロ ドロマイトプラスター塗り工法 ハ せっこうプラスター塗り工法 ニ 樹脂プラスター仕上げ塗り工法 ホ セメントモルタル塗り工法 ヘ 既調合セメントモルタル塗り工法 ト こまい壁塗り工法（大津壁塗り工法、土物壁塗り工法） チ かき落とし粗面仕上げ工法 リ 繊維壁材塗り工法</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>左官工事における故障の原因、防止方法及び修理方法</p> <p>左官工事の施工計画</p> <p>左官工事の施工設備の種類及び用途</p> <p>左官工事の関連工事の種類及び特徴</p> <p>2 材料</p> <p>左官材料の種類、性質及び用途</p>	<p>ヌ 人造石塗り及びテラゾ現場塗り工法</p> <p>ル 軽量骨材仕上塗材塗り工法（パーライト壁工法、ひる石壁工法）</p> <p>ヲ GL・ドライウォール工法      ワ 床塗り工法</p> <p>1 左官工事の故障の種類及び原因について概略の知識を有すること。</p> <p>2 左官工事の故障の防止方法及び修理方法について概略の知識を有すること。</p> <p>左官工事の施工計画に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 施工順序      (2) 材料の搬入及び保管      (3) 作業員の配置</p> <p>(4) 作業機材の設置      (5) 関連他工事との連けい</p> <p>(6) 工程表の読み取り</p> <p>次に掲げる左官用施工設備の種類及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 足場      (2) 給排水設備      (3) 電気設備</p> <p>(4) 運搬設備      (5) 倉庫</p> <p>次に掲げる左官工事の関連工事の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 木工事      (2) タイル工事</p> <p>(3) コンクリートブロック、れんが工事      (4) 屋根工事</p> <p>(5) 石工事      (6) 塗装工事      (7) 設備工事</p> <p>次に掲げる左官材料の種類、性質及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 結合材</p> <p>イ セメント      ロ せっこうプラスター</p> <p>ハ ドロマイトプラスター      ニ 消石灰</p> <p>ホ 貝灰      ヘ こまい壁土      ト アスファルト</p> <p>(2) 混和材料</p> <p>イ 無機質混和剤      ロ 合成樹脂系混和剤</p> <p>ハ 減水剤      ニ 防水剤      ホ しっくい用のり</p> <p>ヘ こまい壁用のり      ト 既調合混和材料      チ 顔料</p> <p>(3) 骨材</p> <p>イ 砂      ロ パーライト      ハ バーミキュライト</p> <p>ニ 膨張頁岩      ホ 焼成フライアッシュ</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>関連工事用材料の種類及び特徴</p> <p>3 建築構造 建築構造の種類及び特徴</p> <p>建築物の主要部分の種類及び特徴</p> <p>4 製図 日本工業規格の建築製図通則</p> <p>5 関係法規 建築基準法関係法令（左官工事に関する部分に限</p>	<p>へ 左官用軽量発泡骨材 ト 種石 チ 色砂 リ アスファルトモルタル用砕石 ヌ 石粉</p> <p>(4) 水</p> <p>(5) 補強材料 イ すさ ロ 下げお ハ しゅろ毛及びパーム ニ その他の繊維類</p> <p>(6) 既調合材料 イ ラス下地用既調合軽量セメントモルタル ロ 仕上塗材用下地調整塗材 ハ 既調合セメントモルタル ニ カラーセメント ホ かき落しリシン材 ヘ セメントスタッコ ト ローラー模様仕上塗材 チ 既調合せっこうプラスター リ 既調合ドロマイトプラスター ヌ 既調合しっくい ル 繊維壁材 ヲ こて塗用軽量塗材 ワ 樹脂プラスター カ セルフレベリング材</p> <p>(7) 補助材料 イ 目地棒 ロ 吸水調整材 ハ 合成樹脂系シーラー</p> <p>次に掲げる左官工事の関連工事に使用する材料の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 左官下地用材料 (2) 建築用木材 (3) 断熱、吸音材料 (4) 内外装仕上げ材料</p> <p>次に掲げる構造の種類及び特徴について概略の知識を有すること</p> <p>(1) 木造 (2) 鉄骨造 (3) 鉄筋コンクリート造 (4) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (5) 組積造 (6) プレハブ造</p> <p>次に掲げる建築物の主要部分の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 軸組 (2) 小屋組 (3) 屋根 (4) 天井 (5) 床 (6) 壁 (7) 開口部 (8) 階段</p> <p>建築製図通則のうち、建築設計図の関連部分の読図に必要な事項について概略の知識を有すること。</p> <p>建築基準法に関し、工事現場の危害防止に関する規定について概略の知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>る。)</p> <p>6 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>実 技 試 験</p> <p>左官作業</p> <p>左官工事の施工</p>	<p>1 左官工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法</p> <p>(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) 左官工事に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時等における応急処置及び退避</p> <p>(8) その他左官工事に関する安全又は衛生のための必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（左官工事に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p> <p>1 簡単な墨出しができること。</p> <p>2 左官材料（せっこうプラスター塗り工法及びセメントモルタル塗り工法に関するものに限る。）の調合及び練合せができること。</p> <p>3 各種下地に応じた下塗りができること。</p> <p>4 むら直し、中塗り及び上塗りができること。</p> <p>5 次に掲げる工法の簡単な施工ができること。</p> <p>(1) せっこうプラスター塗り工法</p> <p>(2) セメントモルタル塗り工法</p> <p>(3) 床塗り工法</p> <p>6 一般的な左官用材料の種類<sup>しゅるい</sup>の判別ができること。</p>



4 基礎級左官技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

左官の職種に係る基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表4の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表4の右欄のとおりである。

表4

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 主な左官施工の方法</p> <p>左官用の器工具及び機械の種類</p> <p>左官下地の種類</p> <p>墨出しの方法</p> <p>左官工事の工法</p> <p>左官工事における故障の原因</p> <p>左官工事の施工計画</p> <p>左官工事の施工設備の種類</p>	<p>次に掲げる左官用器工具及び機械の種類について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) こて類 (2) 墨出し用具、定規、水平器、ブラシ等の道具 (3) ポンプ、ミキサー等の機械</p> <p>次に掲げる左官下地の種類について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 現場打設コンクリート下地 (2) コンクリートブロック及びれんが下地 (3) せっこうラスボード下地 (4) セメントモルタル塗り下地 (5) せっこうプラスター下地</p> <p>左官工事用の墨出しの方法について初歩的な知識を有すること。</p> <p>左官工事の工法に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 左官工事の工法に応じた材料の調合及び練合せ (2) 次の左官工事の施工の方法及び種類</p> <p>イ せっこうプラスター塗り工法 ロ セメントモルタル塗り工法 ハ 既調合セメントモルタル塗り工法 ニ 床塗り工法</p> <p>左官工事の故障の種類及び原因について初歩的な知識を有すること。</p> <p>左官工事の施工計画に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 施工順序 (2) 材料の搬入及び保管</p> <p>次に掲げる左官用施工設備の種類について初歩的な知識を有すること。</p>



試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>実 技 試 験  下塗り及び中塗り  左官作業  左官工事の施工</p>	<p>(3) 作業手順  (4) 作業開始時の点検  (5) 左官工事に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防  (6) 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持  (7) 事故時等における応急処置及び退避  (8) 安全衛生標識（立入禁止、安全通路、保護具着用、火気厳禁等）  (9) 合図 (10) 服装</p> <p>1 簡単な墨出しができること。  2 各種下地に応じた下塗りができること。  3 むら直し及び上塗りができること。  4 次に掲げる工法の簡単な施工ができること。  (1) せっこうプラスター塗り工法  (2) セメントモルタル塗り工法  (3) 床塗り工法</p>